#	該当書類	該当箇所		質問	回答
1	公募要領	2. 補助対象者等	2.1. 補助対象者	どのような事業者が本事業に応募申請可能ですか。	公募要領「2.1. 補助対象者」に記載の要件を満たす事業者になります。
2	公募要領	2. 補助対象者等	2.1. 補助対象者	事業者の範囲について、GXリーグとは何ですか。	2050年カーボンニュートラル達成に向けて社会変革を目指す企業が、官公庁や学術機関とともに協力して持続的な成長を実現するために、社会的な課題に取り組むプラットフォームです。詳細はGXリーグのHPを確認ください。 https://gx-league.go.jp/
3	公募要領	2. 補助対象者等	2.1. 補助対象者	事業者の範囲について、GXフューチャーリーグとは何ですか。	2026年度からGX推進機構が事務局を務める『GXフューチャー・コンソーシアム』の枠組みにおいて、新たに活動を開始するプラットフォームです。フューチャー・コンソーシアムの会員のうち、ルール形成WG等への参加を希望する企業が別途入会するものとなります。詳細はGXフューチャー・リーグのHPを確認ください。https://gxfc.click/gxfl-general/
4	公募要領	2. 補助対象者等	2.1. 補助対象者	温暖化対策法における算定報告制度とは何ですか。	平成18年４月１日から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。詳細は環境省のHPを確認ください。 https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/index.html
5	公募要領	2. 補助対象者等	2.1. 補助対象者	要件について、「GXリーグに参加する場合」とあるが、必ずGXリーグ、GXフューチャーリーグに加入する必要はありますか。	前提として、公募要領「2.1. 補助対象者」において、1点目に記載されているAおよびBの温室効果ガス排出削減のための取組を実施することが本事業の要件になります。 ■温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO2排出量が20万ｔ未満の企 業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業に該当する場合 →その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができます。 すなわち、必ずしもGXリーグに加入している必要はありません。 ■温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO2排出量が20万ｔ未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業に該当しない場合 →Aについては、GXリーグに加入している場合はこれを実施するとみなすものであって、GXリーグに加入していなくともAに記載の（ｉ）（ii）を実施すれば、要件を満たします。すなわち、必ずしもGXリーグに加入している必要はありません。 Bについては、2026年度以降のGXフューチャー・リーグに参加し、排出量実績を報告することが求められます。ただし、GXフューチャー・リーグに参加していなくとも、2026年度以降分の排出実績におけるA の（ｉ）（ii）相当の実施内容に対応する場合は、要件を満たします。
6	公募要領	2. 補助対象者等	2.1. 補助対象者	「その他の温室効果ガスの排出削減のための取組」とはどのようなものですか。	公募要領「2.1. 補助対象者」の（ｉ）及び（ii）以外の取組について記載してください。 なお、記載いただいた取組について、その前後での排出量の削減効果については明示いただく必要がありますことにご留意ください。
7	公募要領	2. 補助対象者等	2.1. 補助対象者	日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していれば、外資系の企業であっても補助対象者となりますか。	日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していれば、補助対象者になり得ます。
8	公募要領	2. 補助対象者等	2.1. 補助対象者	日本国内において登記された法人であり、補助事業の実施場所を海外とする場合、補助対象者となりますか。	日本国内で実施される事業を対象しているため、補助対象者にはなりません。
9	公募要領	2. 補助対象者等	2.1. 補助対象者	会社法第二条一で規定される法人以外が応募申請することはできますか。	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、農業法人及び大学法人など、法人格を有していれば応募申請が可能です。
10	公募要領	2. 補助対象者等	2.1. 補助対象者	直近の決算において、債務超過となった場合でも応募申請できますか。	可能です。ただし、本事業における事業者の範囲として、公募要領「2.1. 補助対象者」に記載の要件に示す「本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。」に該当することを示していただく必要があります。
11	公募要領	3. 補助対象となる事業	-	「化学・紙パルプ・セメント等」は具体的にどのような業種を指しますか。	令和５年12月22日に公表された「分野別投資戦略」の「分野別投資戦略の概要【製造業関連】」で示す、多排出製造業4業種のうち、化学、紙パルプ、窯業・セメントの３業種を指します （本事業における「セメント等」は窯業・セメントを指します）。
12	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1. 補助対象事業の要件	各区分のCO2排出量削減率要件を達成できない場合はどうなりますか。	CO2削減率要件を達成する事業計画等を提出いただくことが必要となります。事業が計画通り履行されない場合には、事務局が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求める可能性があります。
13	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1. 補助対象事業の要件	各区分の要件にある「投資の計画を対外発表した事業ではないこと」とは、具体的にどのように判断されるのでしょうか。	プレスリリース等において投資の決定を対外発表している場合のほか、決算発表等の自社の方針を対外的に発表する場において、表明された事業ではないことを想定しております。なお、個別具体の投資計画を決定したとして発表されたものでなければ、対外発表されたものにはあたりません。
14	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1. 補助対象事業の要件	各区分の「投資計画」の要件において記載されている「○○から５年間以上、間接補助事業により整備した設備の利用を継続すること」について、実際に５年間の継続ができなかったときはどのような取り扱いになるのですか。	間接補助事業者は、経済産業省がやむを得ないと認める事情が生じない限り、「投資計画」の要件に記載された時点から５年間以上、間接補助事業により整備した設備の利用を継続する必要があります。これが計画通り履行されない場合には、事務局が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求める可能性があります。
15	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1. 補助対象事業の要件	各区分の「投資計画」の要件において記載されている「やむを得ないと認める事情が生じない限り」とは具体的にどのような事情を指すのでしょうか。	個別具体の事例について、様々な事情を勘案しつつ判断することになると考えておりますが、一般論として、社会機能が停止するような大規模災害や感染症の発生等を想定しております。
16	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.1. 燃料転換の要件	「今後、低炭素水素等が調達可能な環境になった場合に、低炭素水素等の利用も見込んだ需要側の設備とすること。」と記載があるが、調達可能な環境にならない場合に事業者側にペナルティなどはありますか。	将来的に何らかの外部環境要因によって低炭素水素等の調達がそもそも困難な状況に陥った場合は事業者側にペナルティは課されませんが、公募時点で低炭素水素等の利用を想定しない申請は対象外となります。また、低炭素水素等の調達が事業者に起因する理由で調達できなかった場合は、事務局にて協議のうえで補助金の返還を求める場合がございます。
17	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.1. 燃料転換の要件	公募要領の表２における「低炭素水素等の利用も見込んだ需要側の設備」とは、具体的にどのような設備を指しますか。	例えばLNG、低炭素水素等のいずれにも対応できる燃焼器等が想定されますが、具体的な設備の範囲については、経済合理性等を踏まえて各事業者にて判断の上、決定してください。
18	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.1. 燃料転換の要件	公募要領の表１における自家発電設備の説明欄に「電力会社への売電目的の場合は対象外とする。」とあるが、自家消費しきれない電力を電力会社ではなく他社に売電している場合は補助対象となりますか。	本補助金の目的は、現実的な CN に向けた取組を推進することを通じて、産業競争力を強化することであり、自家発電設備の活用先として基本的に自家消費を想定しております。そのため、計画申請段階で予め余剰電力が発生することが見込まれる場合は、その発生量や活用方法（活用先）についても審査で評価されることになります。
19	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.1. 燃料転換の要件	現状、所有する自家発電設備から、自社の樹脂(化学品)向け設備と繊維向け設備へ電気を供給しているのですが、この自家発電設備において燃料転換を行う場合、補助対象とする経費については按分等が必要でしょうか。	本事業は、化学、紙パルプ、セメント等のCO2排出削減効果等の要件を満たす自家発電設備等の燃料転換や製造プロセス転換に必要な設備投資に要する経費の一部を補助するものです。いただいたケースの場合、繊維が化学繊維であれば化学業種に分類されるとみなし得るため、按分等は不要です。
20	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.1. 燃料転換の要件	公募要領の表３において、間接補助事業終了年度の翌年度におけるCO2削減率要件に「申請者が定める目標値」とあるが、何%以上などの指定はありますか。	特にございません。燃料転換ではあくまで2034年度を目途にScope1で50%以上のCO2削減を達成することが求められているため、それを踏まえたマイルストンを各事業者にてご判断いただけますと幸いです。
21	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.1. 燃料転換の要件	公募要領の表３において、燃料転換でのCO2削減率要件が「2034年度を目途として直接排出（Scope1）で50%以上削減」とされています。セメントは石灰石由来のCO2排出があるため、単純なScope１では達成が困難ですが、Scope１のうちエネルギー由来だけをCO2削減率の積算対象とすることは可能でしょうか。	表３の注釈で示す通り、CO2排出量の積算対象範囲は、間接補助事業者が合理的な方法で算出することとなっております。本事例の場合、セメントキルンから排出されるScope1のCO2のうち、石灰石由来のCO2排出は製造プロセスから発生するものであるため、CO2削減率の積算には含めず、エネルギー由来のCO2排出量のみをCO2削減率の積算対象とすることは妨げません。
22	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.1. 燃料転換の要件	共同火力発電設備等の燃料転換にあたって、補助対象業種(化学、紙パルプ・セメント等)とそれ以外の業種がいる場合、CO_2削減率50%以上の要件の対象範囲はどのようになりますか。	補助対象業種以外の業種の有無にかかわらず、共同火力発電設備におけるCO_2排出削減率50%以上を達成する必要があります。
23	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.1. 燃料転換の要件	共同火力発電設備等の燃料転換を検討しているが、発電設備等の補助対象経費の按分方法として記載されている電力の供給量ベースでの算出について、間接補助事業完了後の供給量ベースでの算出で齟齬ないでしょうか。	ご認識のとおり、燃料転換後の供給計画（設備が安定稼働している状態）における供給量ベースでの算出になります。
24	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.1. 燃料転換の要件	同一事業所内において、一体的な機能を果たす発電設備等と蒸気ボイラの設備導入を検討していますが、それぞれの設備において「間接補助事業完了後の発電能力（発電能力換算含む）が３万 kW 以上であること」という要件を満たす必要がありますか。	一体的な機能を果たす発電設備等（自家発電設備又は共同火力発電設備等）と蒸気ボイラを整備する場合、一体的な機能を果たす発電設備等と蒸気ボイラの発電能力が3万kW以上であれば要件を満たします。他方、一体的な機能を果たさない発電設備等と蒸気ボイラを整備する場合、発電設備等と蒸気ボイラのそれぞれが３万kW以上の要件を満たす必要があるため、ご留意ください。
25	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.1. 燃料転換の要件	工業炉にも、発電能力等の設備固有の要件はありますか。	工業炉においては、公募要領に記載されている「当該工業炉における補助金交付申請額（当該工業炉の補助対象経費*補助率）が40億円以上であること」以外に設備固有の要件はありません。
26	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.2. 製造プロセス転換の要件	何をもって間接補助事業が終了したと判断されるのでしょうか。	建物・設備の取得、設置等が完了し、それらの経費が全て支払われた時点で、間接補助事業が終了したと判断します。なお、「建物・設備の取得、設置等が完了」についての詳細は、公募要領「3.5 事業期間」をご確認ください。
27	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.3. 構造転換の要件	構造転換の区分で申請したものの、審査を経た結果、燃料転換／製造プロセス転換の区分で採択されることはあり得るのでしょうか。	原則として、申請いただいた区分での審査・採択となりますが、審査の結果、構造転換の要件等を充足していなかった場合には、燃料転換／製造プロセス転換の区分での採択となる可能性もございます。 この場合、採択決定以降に改めて事業計画を精査いただく選びとなりますのでご留意ください。
28	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.3. 構造転換の要件	公募要領3.1.3 構造転換の要件の記載で、「燃料転換又は製造プロセス転換を行うことに加え、自ら経営効率化を図り～」とあるが、経営効率化を図る投資と、燃料転換又は製造プロセス転換する投資に関連性がない場合は対象となりますか。	関連性がない場合、対象とはなりません。燃料転換・製造プロセス転換に関連して行う構造転換であることが必要です。
29	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.1.3. 構造転換の要件	石炭からLNGへ燃料転換する際に、必要なインフラが整備されていないため、ガスインフラ整備事業者が新たにパイプライン等を整備することを想定しています。この場合、公募要領3.1.3.構造転換の要件に示す「構造転換」の「既存の供給ラインを抜本的に強化し、地区を越えて近接地域への効率的な供給体制を構築すること」の例に該当しますか。	「既存の供給ラインを抜本的に強化し、地区を越えて近接地域への効率的な供給体制を構築すること」の「供給ライン」とは、化学・紙パルプ・セメント等の素材企業側の製品等の供給ラインを指すため、ご質問の事例の場合は構造転換には該当しません。
30	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2. 申請単位	１社が、異なる事業所ごとに、同一または複数の区分へ同時に応募申請することは可能でしょうか。	可能です。応募申請については、原則、各事業所単位で１申請ずつとしてください。ただし、補助対象事業を複数の事業所で一体的に行う計画の場合は、これを１つの申請単位としてください。
31	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2. 申請単位	１つの事業所で複数の設備（例：蒸気ボイラと自家発電設備)を同時に切り替える計画を応募申請する場合は、まとめて事業所単位で申請すればよいでしょうか	一体的な計画として行う場合はまとめて１つの申請、別計画として行う場合はそれぞれを１つの申請として応募申請してください。なお、後者で応募申請して採択・交付決定された場合、申請ごとに補助対象経費を発注するなど、明確に分けて管理することが必要となりますことにご注意ください。
32	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2.2. 共同申請	共同申請者数に上限はありますでしょうか。	特段の上限はありません。なお、リース会社と共同申請を行う場合は、原則リース会社は１企 業について１社としますのでご留意ください。なお、様式については共同実施者は４社まで記入することが可能です。４社を超える場合は、必ず事前に事務局までご相談ください。

33	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2.2. 共同申請	リース会社を共同申請者とする場合、リース契約におけるどのような経費が補助対象となるのでしょうか。	リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。なお、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト調達金利根拠、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。
34	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2.2. 共同申請	リース会社からの割賦契約も補助対象となるのでしょうか。	割賦契約はリースには含まれません。
35	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2.2. 共同申請	リース会社からの「レンタル」契約でも補助対象となるのでしょうか。	レンタル契約は補助対象とはなりません。
36	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2.2. 共同申請	リース契約期間の制約はありますか。	リース契約期間については以下を満たしているか確認してください。 ・補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。 ・最長の処分制限期間を下回る契約期間の場合は、再リースが選択できる契約であること。
37	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2.2. 共同申請	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転付リースの場合、補助対象となるのでしょうか。	処分制限期間内に譲渡する前提のリース契約の場合は補助対象となりません。一方、処分制限期間満了後においては、補助対象のリース会社が購入した設備機械装置に係る所有権移転の有無について、間接補助事業では特段問わないものとします。
38	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2.2. 共同申請	エネルギーサービス提供会社を共同申請者とする場合、エネルギーサービス提供契約におけるどのような経費が補助対象となるのでしょうか。	エネルギーサービス提供契約の場合の補助対象は、エネルギーサービス提供会社が購入した設備機械装置とし、エネルギーサービス料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。なお、エネルギーサービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、エネルギーサービス料の基本金額、資金コスト調達金利根拠、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。
39	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2.2. 共同申請	エネルギーサービス提供契約期間の制約はありますか。	エネルギーサービス提供契約期間については以下を満たしているか確認してください。 ・補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。 ・最長の処分制限期間を下回る契約期間の場合は、再提供が選択できる契約であること。
40	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2.2. 共同申請	構造転換での申請は、共同申請が必須でしょうか。	構造転換の申請にあたり、共同申請は必須ではありません。
41	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.2.2. 共同申請	JV（ジョイントベンチャー）やSPC（特定目的会社）を組成して応募申請することは想定されているでしょうか。	公募要領に記載された各種要件を満たし、公募要領「3.3.2. 共同申請」に記載された共同申請が認められる場合においては、JV、SPCが幹事会社となり、JV、SPCの構成企業が共同実施者となって応募申請することも妨げません。
42	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	契約、発注等はいつから可能でしょうか。	補助対象経費に係る発注（契約）は必ず交付決定日以降に行ってください。交付決定日より前に発注（契約）を行った経費は補助対象となりません。ただし、本事業の必要性・緊急性に鑑み、公募要領「5.6.1.事前着手届出の受付期間」、「5.6.2.届出方法・提出先」に基づき事前着手届出を行い、「5.6.4.事前着手の受理の通知等」の通り事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合がございます。詳しくは該当箇所をご参照ください。
43	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	交付決定前に発注してしまいましたが、補助対象になりますでしょうか。	事前着手届出が受理された場合を除き、交付決定日より前に発注（契約）を行った経費は補助対象となりません。
44	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	想定する補助対象経費は国内拠点・国内利用だが、経費の支払先の会社は海外の場合、補助対象となりますでしょうか。	対象となり得ます。
45	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	１企業あたりの補助金の上限額はありますか。	特段の上限額は設定しておりませんが、全体の予算、採択件数等を総合的に勘案して決定いたします。
46	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	１企業あたりの補助金の下限額はありますか。	公募要領表１に記載の通り、工業炉における燃料転換においては、補助金交付申請額（当該工業炉の補助対象経費*補助率）が 40 億円以上である必要があります。これを除き、下限額は設定しておりません。
47	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	建物等取得費とは具体的にどのようなものが対象になるのですか。	間接補助事業の実施に必要な建物（例：燃料・原料の貯蔵用建物など）の新設、建て替え、リフォーム等に係る費用が対象となり得ます。なお、既存建物の撤去費は補助対象外となります。
48	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	設備を設置するために、建物の基礎工事が必要となるが、補助対象となりますでしょうか。	設備機械装置、建物等の取得に必要不可欠なものは対象となり得ます。
49	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	設備費とは具体的にどのようなものが対象になるのですか。	① 間接補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費 ② 上記①又は建物等取得に併せて実施する附帯工事費等 を指します。
50	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	補助対象設備について、設備機械装置は新品の装置である必要はあるでしょうか。	必ずしも新品である必要はございません。ただし、中古品を購入する場合、公募要領p.18に示す通り、価格設定の適正性が明確でない中古品は補助対象外であるため、相見積を取るなどして価格の適正性を説明できるよう準備してください。また、事業期間中に十分に機能することについても説明が必要となります。
51	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	機械設備の「設置」にかかる費用は補助対象となりますか。	機械設備の設置にかかる費用は補助対象となり得ます。
52	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、補助対象となりますか。	自社所有でない建物等に設置する設備についても補助対象となり得ます。ただし、家賃は対象となりません。
53	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	建物取得費と設備費はどのような基準で区別すればよいでしょうか。	建物と切り離すことのできない附帯設備は原則として建物取得費とし、補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要な経費は設備費とします。
54	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	システム整備費とは具体的にどのようなものが対象になるのですか。	間接補助事業の実施に必要なソフトウエアの購入費(改修を含む。)、もしくは補助対象経費で取得する設備機械装置の稼働のため、直接的に必要となるソフトウェアの購入費が対象となり得ます。
55	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	システム整備費について、市販されているシステムもしくはソフトウェアを購入する費用は該当するのでしょうか。	間接補助事業の実施に必要なソフトウエアの購入、作成(改修を含む。)に要する経費と、補助対象経費で使用する設備機械装置の稼働のため直接的に必要となるソフトウェアであれば、対象となり得ます。
56	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	補助率が「以内」となっているのはどういうことでしょうか。	補助率については、審査の結果、申請した補助率を下回る可能性がありますのでご了承ください。
57	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	補助対象経費が「真に必要かつ適切」とは、具体的にどのように判断するのでしょうか。	当該補助対象経費が、間接補助事業の実施にあたって必要不可欠であること、また、合理的に見て適切であることをもって判断いたします。
58	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	設計費、設備費については、自社の労務費も補助対象になるのでしょうか。	設計費、設備費については、自社の労務費も補助対象となり得ます。ただし、自社の労務費を計上する場合の経理処理については、補助事業事務処理マニュアル（https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf）の人件費に倣います。特に時間単価については、利益排除されていることが前提となりますのでご留意ください。 また、間接雇用の人員については、補助事業事務処理マニュアルの補助員人件費に倣います。
59	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	「申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注は、利益排除の対象となります。」と記載がありますが、利益排除の算出方法および提出する証憑(直近年度の決算書等)の指定はありますか。 また、上記以外の申請事業者の関連会社(親・子・孫会社等やグループ会社等)への発注は同様に利益排除の対象、元来「補助対象経費」となりますか。	申請事業者の自社製品の購入や共同申請者へ発注する経費については、利益を排除した金額で計上されている必要があります。算出方法、提出する証憑の指定はありませんが、原価であることが客観的かつ合理的に分かる資料が必要となります。 また、共同申請者でない場合、同一資本関係にある法人や申請事業者の関連会社(親・子・孫会社等やグループ会社等）への発注は補助対象となり得ます。しかし、その際、関連会社との取引であることのみを選定理由とした調達は認められません(３者見積や、１者のみである理由の説明が必要)。なお、利益排除の対象とはなりません。
60	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	アセスメントに係る費用は補助対象経費となりますか。	公募要領の表６の注意書きに記載のとおり、環境アセスメント等の調査費用は補助対象外です。 ただし、同じく記載している「個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物（設計図書等）が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。」に該当し得るアセスメントに係る費用は、補助対象となり得ます。
61	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	補助対象外となる自動車等車両について、税法上で車両・運搬具として認められ、かつ公道の自走ができず事業所内のみで利用されるものは補助対象となりますか。	自動車等車両に関しては、次の全てを満たす場合のみ購入費等が補助対象となり得ます。 ①事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないもの ②税法上の車両及び運搬具に該当しないもの(貴社における取扱いは経理・会計部門にご確認ください) なお、原則として間接補助事業のみに利用することが明確である（他の事業で利用できない）よう、運用上の工夫も必要となります。ただし、当該事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難いときは、適切な比率をもって按分をすることができますが、事業の用に供していることや按分の考え方については明確な説明とその根拠の提出を求め、これらが不十分である場合は補助対象外となるのでご留意ください。補助対象となる自動車等車両についてご不明な点等がございましたら、事前に事務局にご相談ください。
62	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	輸送費は補助対象経費に入りますか。	建物取得費や設備費の関連費用として、当該工材・物品の輸送に係る費用は対象となり得ます。 なお、原則として当該経費の専用性（間接補助事業で利用しない工材等を輸送していないか等）については、エビデンスを提出いただく必要がありますので、ご注意ください。ただし、当該事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難いときは、適切な比率をもって按分をすることができますが、事業の用に供していることや按分の考え方については明確な説明とその根拠の提出を求め、これらが不十分である場合は補助対象外となるのでご留意ください。
63	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.3. 補助対象経費	共同火力発電設備の燃料転換にあたり、補助対象となり得る業種（化学、紙パルプ・セメント等）とそれ以外の業種で出資をする場合、該当設備における補助対象経費の算定方法はどのようになりますか。	発電設備等の補助対象経費の算定方法は、公募要領の表１の※2に記載のとおりの考え方となります。受電設備等は、他の設備と同様の扱いになります。
64	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	補助金の支払いはいつになるのでしょうか。	原則、間接補助事業完了後、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となります。確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もございます。 また、特に必要と認められる場合に限り、間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります（概算払）。
65	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	別の補助金・助成事業との併用は可能でしょうか。	内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が他の補助金を受けることは可能です。ただし、同一の経費に対して国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した支援を受けることはできません。他の制度との併願・併用について疑問等がございましたら、事前に事務局にご相談ください。
66	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	発注を行うにあたって、３者見積は必須ですか。	必須です。ただし、相見積が困難である場合は、取得した見積に加えて、選定理由書を提出いただくことで代替として認められる可能性があります。選定理由書は、「相見積を取るべきところ、それが不可能であり、随意契約となってしまった理由」について詳細に記載いただく必要があります。

67	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	３者見積の最安値以外の業者に発注は可能でしょうか。	合理的な理由なく、３者見積の最安値以外の事業者に発注した場合、原則として補助対象外となります。なお、過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められません。
68	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	応募申請をするにあたり、精緻な見積を取得したうえで間接補助事業の実施計画を作成しなければならないのでしょうか。	応募申請時においては、これまでの発注実績等に基づく概算見積を基にした計画でも差し支えございません。また、その際、インフレによる影響を加味した金額とすることも妨げません（インフレを加味した金額とすることは可能ですが、「予備費」等の形で全体に一律の割合をかけて予算の枠を確保することはできません）。ただし、公募要領「5.5.1. 主な審査内容 ①基本的事項の審査 ア 間接補助事業の実現性」に記載の通り、設備投資の具体的な内容、規模及び投資額が妥当かについても審査を行いますので、可能な限り計画の精査を行うようお願いします。 なお、応募申請に関する審査は費用の適切性までは確認せず、採択金額がそのまま交付決定額になるわけではありません。交付申請に対する審査の中で、費用の精査をさせていただきます。
69	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	導入する機器（機種）が同一であり、かつ全ての提案に同一のメーカーが介在する場合であっても、独立した３つの事業体が、それぞれの経費率、施工計画、および積算根拠に基づき価格提示を行う場合、これは公募要領に定める３者見積として成立しますか。	当該条件である場合は、３者見積として成立します。 独立した３つの事業体から相見積をとり、相見積の中で最低価格を提示した事業者を選定しているのであれば、選定理由書の提出が必要ありません。 詳細は補助事業事務処理マニュアル （https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf）をご参照ください。
70	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	３者見積ができない場合、選定理由書に記載する理由として認められる内容は何か。	3者見積ができない場合の選定理由としては、「技術力」「品質」「納期対応力」「その他（セキュリティなどの優位性）」など、第三者にとって客観的に合理性があると判断できる内容であれば認められる可能性があります。 ただし、全てを網羅する必要はありません。 また、上記以外に客観的に合理性があると判断できる理由でも構いません。
71	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	交付申請期限までに全ての３者見積を取得できないのですが、本事業への応募申請はできないのでしょうか。	応募申請は可能です。交付申請期限までに三者見積を取得できない場合の対応については、採択後にご案内いたします。
72	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいでしょうか。	当該値引きについて、補助対象経費と補助対象外経費のどちらを対象したものかを区別して明示してください。
73	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	間接補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定することは出来るでしょうか。	間接補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定するには、交付申請若しくは計画変更時に抵当権設定することを記載し、金融機関の意見書等の添付資料を付けた上で、事前に事務局の承認を受けることが必要です。抵当権設定ができるのは、今回の間接補助事業を実施するために必要な融資のための抵当権に限定され、普通抵当権のみに限ります(根抵当権は不可)。 なお、間接補助事業で取得する建物・設備に、既存の抵当権を波及させることはできません。
74	公募要領	3. 補助対象となる事業	3.6. その他	応募申請の段階で発注先を明示する必要はありますか。	必ずしも明示する必要はございません。
75	公募要領	4. 補助対象となる事業を申請する事業者	4.1. 間接補助事業者の義務等	間接補助事業に変更があった場合の申請方法を教えてください。	必ず事前に計画変更の申請を行っていただき、承認を受ける必要があります。計画変更を行う可能性が生じた場合は、速やかに事務局までご相談ください。
76	公募要領	4. 補助対象となる事業を申請する事業者	4.1. 間接補助事業者の義務等	補助金受給後に会社が廃業(または解散)する場合、補助金は返還しなければならないのですか。	間接補助事業を他社に承継するなど事業が存続する場合には、必ずしも補助金の返還義務は生じません。間接補助事業を継続できない場合には、補助金の返還が発生する場合があります。会社の廃業（または解散）を行う可能性が生じた場合には、速やかに事務局までご相談ください。
77	公募要領	4. 補助対象となる事業を申請する事業者	4.1. 間接補助事業者の義務等	交付年度中の進捗報告とはどのようなものですか。	採択者に対して、詳細決定後に改めてご案内させていただきます。
78	公募要領	4. 補助対象となる事業を申請する事業者	4.1. 間接補助事業者の義務等	本事業で取得した設備等について、譲渡等を行う場合どのような手続きが必要でしょうか。	本事業で取得した設備等の譲渡等については基本的に認められませんが、やむを得ない事情により当該取得財産等を処分する必要があるときは、補助事業期間中は事務局、補助事業期間終了後は経済産業省に事前の承認を得る必要があります。 なお、財産処分に伴い、補助金の一部を国庫へ返納する義務が生じる可能性があります。財産処分を行う可能性が生じた場合は、速やかに事務局又は経済産業省までご相談ください。
79	公募要領	4. 補助対象となる事業を申請する事業者	4.1. 間接補助事業者の義務等	間接補助事業により整備した設備を利用して行う事業活動で収益を得られた場合における、収益納付の取扱いについて教えてください。	本事業では、間接補助事業により整備した設備を利用して行う事業活動で収益を得られたと認められる場合であっても収益納付は求めません。
80	公募要領	4. 補助対象となる事業を申請する事業者	4.1. 間接補助事業者の義務等	機密情報の流出・漏えい事案が生じた場合はどうすればよいですか。	間接補助事業者は、機密情報の流出・漏えい事案が生じた場合、経済産業省に速やかに相談し、必要に応じて事案の概要等について報告してください。
81	公募要領	5. 応募申請	5.1. 応募申請受付等に係るスケジュール	交付申請から交付決定までどれくらいの時間がかかりますか。	応募申請者の個別事情によって変動するため、回答出来ません。
82	公募要領	5. 応募申請	5.1. 応募申請受付等に係るスケジュール	採択決定後に辞退をすることは可能でしょうか。	採択決定後に辞退される場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
83	公募要領	5. 応募申請	5.1. 応募申請受付等に係るスケジュール	特に共同申請での申請の場合、補助金の支払先はどこになるのでしょうか。	原則、共同申請の場合、幹事会社が代表して受け取り、その後共同実施者へ支払う運びとなります。
84	公募要領	5. 応募申請	5.2. 応募申請の受付期間	公募締切後、審査期間中における応募申請内容の変更は可能でしょうか。	応募申請後の内容変更はできません。
85	公募要領	5. 応募申請	5.3. 提出方法・提出先	応募申請書類の提出は、Jグランツに限りますでしょうか。	Jグランツでの応募申請のみを受け付けます。FAX及び電子メール、持込、郵送による提出は受け付けません。ただし、Jグランツには添付できるファイルサイズに制限がございますため、提出する応募申請書類のファイルサイズによりJグランツへの添付ができない場合は、事務局までお問合せください。ただし、この場合も提出期限の延長は行いませんので、必ず余裕を持って対応いただきますよう、お願いいたします。
86	公募要領	5. 応募申請	5.3. 提出方法・提出先	Jグランツの操作方法について教えてください。	詳細はJグランツのポータルサイトをご参照ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/
87	公募要領	5. 応募申請	5.3. 提出方法・提出先	Jグランツのアカウント作成が間に合わなかった場合はどうすればいいでしょうか。	理由を問わず、締切後の応募申請はできません。特にGビズIDの取得には2-3週間を要する場合もありますので、余裕をもって申請ください。
88	公募要領	5. 応募申請	5.3. 提出方法・提出先	申請に必要なGビズIDはどのように取得すればよいでしょうか。	以下のURLから、アカウントを申請ください。登録まで2-3週間程度を要する場合がありますので、ご注意ください。 https://gbiz-id.go.jp/top/
89	公募要領	5. 応募申請	5.3. 提出方法・提出先	GビズIDはどのアカウントエントリー/プライム/メンバー等を取得すればいいでしょうか。	Jグランツをご利用いただくにはGビズIDの「GビズIDプライムアカウント」又は「GビズIDメンバーアカウント」（後者の場合、プライムアカウントからの権限付与が必須）が必要です。
90	公募要領	5. 応募申請	5.3. 提出方法・提出先	GビズIDは取得にどの位の期間がかかるのでしょうか。	2-3週間程かかる場合もございますので、余裕をもってご準備下さい。
91	公募要領	5. 応募申請	5.3. 提出方法・提出先	応募申請書類のアップロードに容量制限はありますでしょうか。	１ファイル当たり16MBまでとなっております。提出する応募申請書類のファイルサイズによりJグランツへの添付ができない場合は、事務局までお問合せください。
92	公募要領	5. 応募申請	5.3. 提出方法・提出先	応募申請の取り下げを行いたいが、どのような手続きをすればよいでしょうか。	応募申請の取り下げをご希望される場合、速やかに事務局までお問合せください。
93	公募要領	5. 応募申請	5.3. 提出方法・提出先	Jグランツの公募申請ページにある「事業開始日の決定方法」という項目の回答に「事業終了と同日」とあるが、この選択肢はどの様な場合に使用するのですか。	本公募では「事業終了と同日」の選択肢は使用いたしません。
94	公募要領	5. 応募申請	5.3. 提出方法・提出先	共同申請時に、申請書に幹事会社と共同実施者間で共有が難しい機微情報を記載するため、幹事会社と共同実施者の申請書をそれぞれ分けて提出する方法があるでしょうか。	共同申請時において、共同実施者が幹事会社とは個別に書類提出をご希望される場合は、R8HtA事務局より共同実施者様へ提出用アップロードURLを送付いたします。 個別の書類提出をご希望される場合は、幹事会社が申請フォーム上における提出書類の備考欄に【共同実施者名／担当者名／電話番号／メールアドレス】をご記入くださいますようお願いいたします。
95	公募要領	5. 応募申請	5.4. 提出書類	応募申請書類提出後～交付決定前に代表者、事業者名、または住所が変更となる場合に手続きが必要でしょうか。	事前に事務局までご連絡ください。
96	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	審査基準はどのようになっているのでしょうか。	配点を含む審査基準については、お答えできません。
97	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	審査は何点満点での評価でしょうか。また、各項目何点でしょうか。	配点を含む審査基準については、お答えできません。
98	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	面接審査ではどのような点を審査されるのでしょうか。	①基本的事項の審査 ア.基本的要件、ウ.経営層のコミット、②間接補助事業の実現性の審査、③産業競争力強化への貢献に関する審査、④排出削減への貢献に関する審査、⑤民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であるかに関する審査項目を中心にプレゼンテーション審査を実施します。 なお、面接審査には、提案する企業等の代表権を有する者の参加を必須とします。
99	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	面接審査は対面とオンライン、どちらの形態で実施されるのでしょうか。	原則、対面での実施を想定しているため、事業者の皆様も対面でのご参加をお願いいたします。 公募申請後に事務局から申請情報を基にご連絡いたします。その際に面接審査の対応可能日時、参加方法（対面/オンライン（※オンラインの場合対面参加できない理由））、参加者一覧について確認させていただきます。
100	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	ＧＸ率先実行宣言とは何ですか。	ＧＸ市場の創造に積極的な企業が自主的に宣言し、その内容を開示する枠組みです。ＧＸ製品やサービスの社会実装に積極的な企業を可視化し、それらの取組が適切に評価される仕組みを構築することで、ＧＸ市場創造を促進することを目的としています。 https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241206004/20241206004-2.pdf
101	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	ＧＸ率先実行宣言について、共同申請をする場合は全ての事業者が加点の審査対象となりますか。	共同申請をする場合、幹事会社のみが審査の対象となります。
102	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	ＧＸ率先実行宣言について、加点の対象となる「宣言のグレード」は何ですか。	ゴールド、シルバー、ブロンズとも加点対象となります。
103	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	賃上げ計画の表明はいつまでにどのような形で実施すればよいのでしょうか。	「従業員の賃金引上げ計画の表明」に関して、応募申請時に賃上げの表明を行う予定があると選択した場合、交付決定までに従業員に対する賃上げ表明を実施することが必要です。応募申請書類において「⑥人材確保に向けた取組に関する審査項目」のイを記載したうえで、賃上げ表明がなされなかった場合には、原則として交付決定を行いません。
104	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	賃上げ計画の表明をした場合、賃上げ計画ははいつまでにどのような形で実施すればよいのでしょうか。	賃上げ計画の表明をした場合、策定した賃金引上げ計画目標が申請年度終了時点で達成できなかった場合(事務局へ期間内に報告をしなかった場合も含む)は、補助金の返還を求める場合が有ります。
105	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	従業員または従業員代表者に対して賃上げ計画の表明を行う際、賃上げの実施に際して経営指標等の条件を付すことは可能でしょうか。	賃上げ計画の表明時において、経営指標等の条件を付している場合には、実施するか否かが不明瞭であるため、「⑥人材確保に向けた取組に関する審査 ア 人材確保に向けた取組（必須項目）」は満たしますが、「同イ 従業員の賃金引上げ計画の表明（加点項目）」は満たしません。 なお、「同イ 従業員の賃金引上げ計画の表明（加点項目）」については加点項目であるため、これを満たさない場合でも応募申請は可能です。
106	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	賃上げ計画の表明とは、HP掲載等により社外にも公表する必要があるのでしょうか。	社外への公表は不要です。社内で従業員に対する賃上げ表明をしていただく必要があります。

107	公募要領	5. 応募申請	5.5.1. 主な審査内容	既に賃上げを実施している場合はどのように取り扱われるのでしょうか。	本暦年/本事業年度を対象とした賃上げを実施した場合は、従業員の賃上げ計画の表明があったものとして取り扱いいたします。
108	公募要領	5. 応募申請	5.5.2. 審査結果の通知	不採択となった場合に、再度応募申請ができる機会はあるのでしょうか。	次回以降の公募を実施するかは未定です。
109	公募要領	5. 応募申請	5.5.2. 審査結果の通知	採択となった場合に、次回以降の公募において再度応募申請することが可能でしょうか。	次回以降の公募を実施するかは未定です。
110	公募要領	5. 応募申請	5.5.3. 公開等	採択された場合、どのような情報が公表されるのでしょうか。	公募の結果に関して、採択者名、事業実施場所、大企業／中小企業等の別、事業内容（間接補助事業により生産等を行う製品名など）、事業総額、補助金交付額等について、原則公表を予定しております。
111	公募要領	5. 応募申請	5.6. 事前着手	採択の前に契約手続きが必要な場合、どのような対応が必要でしょうか。	本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注(発注先への内示も発注行為とみなします)や支出等はできません。審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出されます。その後、補助金の交付申請に基づき補助金の交付支払い対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となるのが原則です。ただし、本事業の必要性・緊急性に鑑み、公募要領「5.6.1. 事前着手届出の受付期間」、「5.6.2.届出方法・提出先」に基づき事前着手届出を行い、「5.6.4.事前着手の受理の通知等」の通り事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合がございます。詳しくは公募要領をご参照ください。
112	公募要領	5. 応募申請	5.6. 事前着手	事前着手届出を行い、受理されるまでの期間について、発注や契約を行うことができますか。	「事前着手開始日として認める日」は、事前着手受理通知の発行日以降の日となり、これより前に実施した発注・契約・支出等に係る経費は補助対象となりません。よって、事前着手届出を行い、受理されるまでの期間に発注した経費については、補助対象となりません。
113	公募要領	5. 応募申請	5.6. 事前着手	採択された場合、すぐに間接補助事業を開始して良いのでしょうか。	間接補助事業に係る建物・設備の取得に係る発注等については、採択後に本補助金の交付申請を行っていただき、当該交付決定後に実施していただく必要があります。これに先立つ補助対象経費の発注(発注先への内示も発注行為とみなします)や支出等はできません。
114	公募要領	5. 応募申請	5.6. 事前着手	応募申請後に、事前着手届出を行うことはできますか。	事前着手届出の受付期間内であれば、事前着手届出を受け付けます。
115	公募要領	7. 進捗確認等について	7.1. 間接補助事業期間中	間接補助事業の実施期間中に事業内容に変更等が生じた場合はどのような手続きが必要でしょうか。	事前に計画変更の申請を行っていただき、承認を受けていただく必要があります。
116	公募要領	7. 進捗確認等について	7.1. 間接補助事業期間中	間接補助事業の進捗確認とはどのようなものでしょうか。	企業が表明したコミットメントの実効性を担保する観点から、事業期間にわたって事務局が毎年度、交付決定された間接補助事業の進捗を確認することとします。 間接補助事業が計画通り履行されない場合には、事務局が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は採択審査委員会に準ずる第三者委員会を招集し、 審査を行います。第三者委員会では、間接補助事業の継続もしくは交付決定の変更または取消しの決定を行うこととします。 なお、審査の要否判断や審査に当たっては、間接補助事業の進捗状況のみならず、市場動向や技術進展の動向、事業環境の変化等を含め、総合的に勘案します。 また、間接補助事業の進捗状況等に関わらず、事業期間が３年間以上の案件を目安に、第三者委員会による中間審査を行います。中間審査の時期については、事務局が経済産業省と協議の上、決定します。
117	公募要領	7. 進捗確認等について	7.1. 間接補助事業期間中	間接補助事業に遅れが生じた場合、どのようにすればよいでしょうか。	事業計画に遅延等が見込まれた場合は、速やかに事務局にご連絡ください。なお、予定内の期間に事業完了できない場合、別途、事故報告を行っていただく必要があります。
118	公募要領	7. 進捗確認等について	7.1. 間接補助事業期間中	毎年の発注と検収状況についての報告が必要ですか。	遂行状況報告書によって、発注と検収状況に関する報告をしていただく想定です。
119	公募要領	7. 進捗確認等について	7.2. 間接補助事業終了後	間接補助事業終了後の事業計画期間内に事業を継続できなくなった場合、補助金の返還を求められるのでしょうか。	事業が計画通り履行されない場合には、事務局が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は採択審査委員会に準ずる第三者委員会を招集し、審査を行います。第三者委員会では、事業の継続もしくは交付決定の変更または取消しの決定を行うこととします。結果として補助金の返還を求める場合もあり得ます。
120	公募要領	問合せ先	ＨｔＡ補助金事務局　問合せフォーム	電話の相談窓口はありますか。	お問合せは、メールのみで受け付けております。
121	様式第２添付書類	-	-	配置図・設計図の「工場等の配置図」は、工場用地を含めた平面図で良いでしょうか。	指定はありませんが、必要に応じて追加資料を提出していただく可能性があります。
122	様式第２添付書類	-	-	配置図・設計図の「工場等の設計図」は、平面図、側面図で問題ないでしょうか。パース図の提出も必要でしょうか。	指定はありませんが、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。
123	様式第２添付書類	-	-	算出根拠資料は見積書で問題ないですか。また、見積書の単位に決まりはありますか。	見積書で問題ありません。必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。 また、見積書の単位につきましては、応募申請時点では決まりはありません。
124	様式第２補足書類	-	-	各書類（履歴事項全部証明書等）は原本の送付が必要ですか。	原本の送付は不要です。コピー等をご提出ください。
125	様式第２補足書類	-	-	決算報告書は貸借対照表を提出すればよいでしょうか。	下記をご提出ください。 直近３年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書) (申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出) ※製造原価報告書を作成していない場合には、補助対象製品における類似の原価計算に関する書類を提出（提出しない場合は、その理由の説明が必要） ※決算報告書がない場合は、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類 ※設立後３年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある場合は、その企業の決算報告書を提出 ※経営基盤の健全性の説明に関する補足書類として、次のＡからＤのいずれかの提出を推奨 Ａ 公認会計士の監査報告書 Ｂ 日本税理士会連合会「『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト」 ないし、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」 Ｃ 税理士法33条の２に規定する添付書面 Ｄ 会社法の規定に基づく会計参与報告書
126	様式第２補足書類	-	-	提出書類チェックシートには、決算報告書がない場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類を提出するよう記載がありますが、具体的にはどのような書類ですか。	財務三表をご提出ください。
127	様式第２補足書類	-	-	（財務状況を説明する書類がない）事業開始1年以内の企業は応募申請することはできますか。	応募申請することは可能ですが、追加で資料提出を求める可能性があります。
128	様式第２補足書類	-	-	経営基盤の健全性の説明に関する補足書類「Ａ公認会計士の監査報告書」は、有価証券報告書の該当部分の提出で問題ないですか。	有価証券報告書の該当箇所の提出で問題ありません。
129	様式第２補足書類	-	-	応募申請者の概要が分かるもの（パンフレット、ホームページ等）とは具体的に何を用意すればよいでしょうか。	応募申請者の事業概要、出資者、役員の一覧が記載されているものをご提出ください。
130	様式第３	-	-	CO2排出量の削減効果について、算出結果は第三者検証が必要でしょうか。	公募要領「2.1 補助対象者」に記載のｉについては、第三者検証が必要です。 他方、様式第3に記載いただく間接補助事業によるCO2排出削減効果については、第三者検証は必要ございません。ただし、第三者が削減量の算定を再現できるように、導出根拠の導出過程には、エネルギー消費量やそれに対する排出原単位（排出量を示す係数）を基に排出削減量を導出した計算式を、出典には、排出原単位の出典及びデータベース元等を記載してください。 また、導出の際に自社特有の専門用語や数値等を使用した場合は、その意味についても記載ください。
131	様式第３	-	-	CO2排出量の削減効果について、算出方法に決まりはあるのでしょうか。	国際標準ISO等に準拠していることが望ましいですが、決まりはありません。ただし、算出にあたっては、補助対象事業の内容や要件と整合が取れていること、導出過程が明確であること、妥当な条件に基づいて算出していることが必要です。 なお、必要に応じて、追加資料を求めることがあり得ます。
132	様式第３	-	-	共同申請における様式第３の書面はどれを使えばよいでしょうか。	幹事会社と共同実施者が共同して書式を記載して提出する場合には【統合版】を使用ください。 また、幹事会社、共同実施者がそれぞれ書式を記載して提出する場合には【共通パート】、【個別パート】を使用ください。 なお、統合版を使用する場合には、幹事会社・共同実施者との間で共有できない情報が記載されていないか、十分御留意ください。
133	様式第３	-	-	リース会社若しくはエネルギーサービス提供会社が申請事業においてグリーン製品の販売に携わらない場合、以下の書類を提出する必要はあるのでしょうか。 ・様式第３ 別添２ ・様式第３ 別添２－１ ・様式第３ 別添２－２ ・様式第３ 別添２－３	様式第３ 別添２～２－３は、グリーン製品の販売売上の記載が前提となります。 リース会社若しくはエネルギーサービス提供会社は、申請事業においてグリーン製品の販売売上の記載が困難であり、様式第３ 別添２～２－３の提出は不要です。
134	様式第３別添１	経費明細	-	事業者毎の経費明細欄の「その他」とは何を書けば良いですか。	間接補助事業に要する経費において、補助対象経費の区分以外の経費を「その他」に記載してください。
135	様式第３別添２	シート全般	-	間接補助事業期間中は売上や利益を記載せず、事業終了後5年間の想定を記載すれば良いのでしょうか。	事業終了後５年間だけでなく、間接補助事業期間中についても記載が必要です。
136	様式第３別添２	シート全般（共同申請）	-	グリーン製品の共通製品・個社製品とはなんですか。	幹事会社及び共同実施者が補助事業で製造する製品（＝申請者間で情報を共有できる製品）を共通製品とし、共通製品と関連する製品で且つ申請者間で情報を共有できない製品を個社製品としています。 例えば、分野別投資戦略（化学）で示す、基礎化学品を共通製品、各社が個別に取り扱う誘導品が個社製品となる想定です。
137	様式第５	-	-	共同申請をする場合、共同申請者の提出は不要ですか。	幹事会社の提出のみで問題ございません。ただし、間接補助事業で管理する情報において、共同実施者も情報管理体制を構築する場合は、その体制も含めて「情報管理体制」の欄にご記載ください。
138	その他	-	-	「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」について、「出資者」は株主を指している認識で良いでしょうか。また、株主上位何位までなどあれば知りたいです。なお、役員とは出資者の役員のことでしょうか。	出資者は株主を指しており、株主の出資比率上位10社名の提出が必要となっております。その際、あわせて各株主の出資割合を併記してください。 また、当資料の役員の一覧には貴社の役員が記載されている資料をご用意ください。
139	その他	-	-	補助金が支払われた際、その補助金に対して課税されるのでしょうか。課税されるのであればどういった名目でしょうか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署にご確認ください。